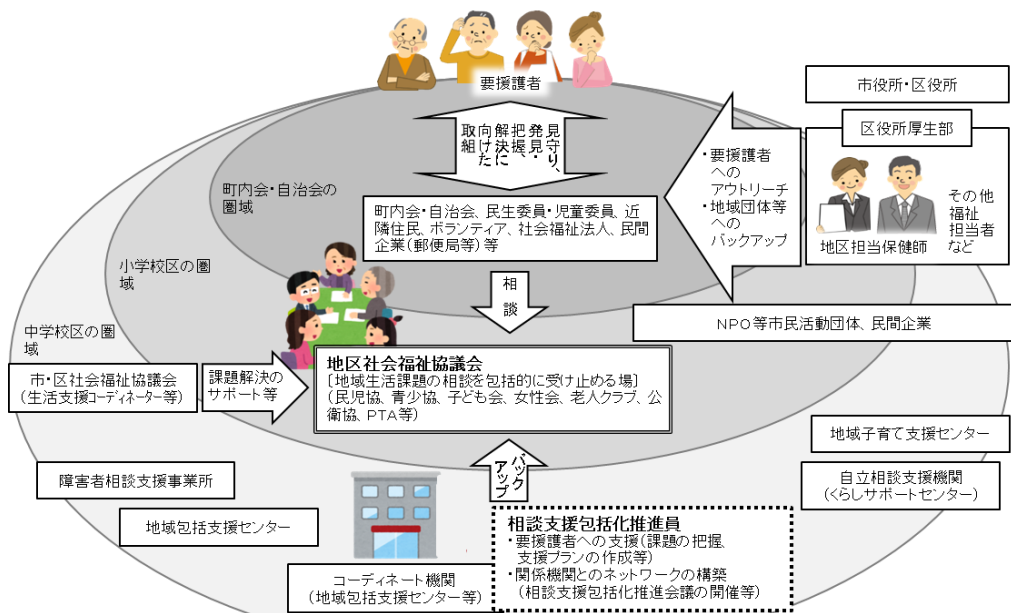


広島市地域共生社会実現計画と 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンとの 関係性について

広島市地域共生社会実現計画

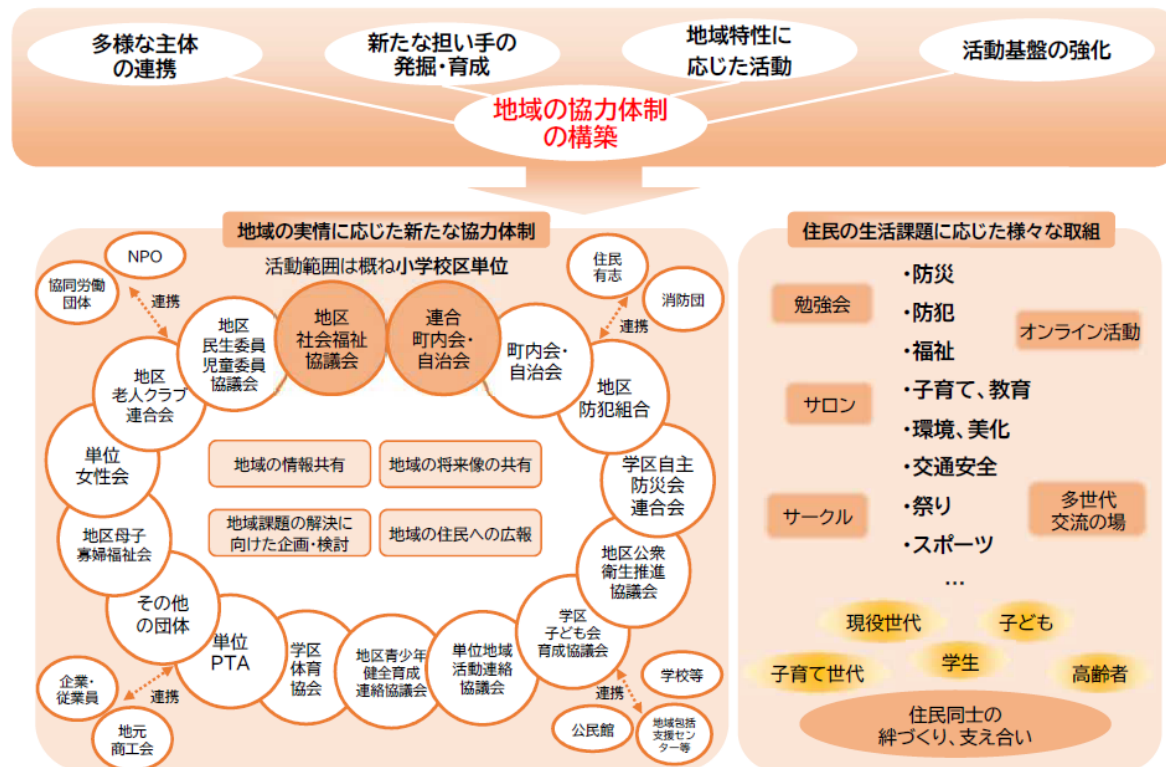
<p>基本理念</p>	<p>市民の誰もが住み慣れた地域で、行政との協働の下、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現</p>
<p>概要</p>	<p>地域共生社会の実現に向けて、平成16年5月に策定(平成21年6月改定)した地域福祉計画を、広島型・福祉ビジョン(平成28年2月)や改正社会福祉法(平成30年4月施行)の趣旨を踏まえ、令和元年8月に地域共生社会実現計画として策定した。</p> <p>地域福祉の推進のため、地域での支え合いの意識づくりや地域福祉活動への参加の促進、活動拠点づくり等への支援を通じて、地域活動の担い手の確保・育成や活動基盤の強化に取り組むことにより、地域福祉活動を活性化させ、そうした活動を通じて地域住民等が把握した地域生活課題に関する相談を、地区社会福祉協議会を核として、地域で包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことにより、行政や専門機関など多機関の協働の下で課題の解決を図ることができるよう、包括的な支援体制の整備に取り組むとともに、その他地域共生社会の実現に資する様々な施策に取り組む。</p>

地域における包括的な支援体制「目標像」



広島市地域コミュニティ活性化ビジョン

<p>基本理念</p>	<p>地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現</p>
<p>概要</p>	<p>地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、令和4年2月に地域コミュニティ活性化ビジョンを策定した。</p> <p>「自分たちのまちを、自分たちで創り、守る」という考えの下、地域の関係者が、楽しさややりがいを感じながら市民主体のまちづくりを進めることができるよう、概ね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会などの多様な主体が連携し、様々な地域課題の解決に取り組む「新たな協力体制」である広島型地域運営組織「ひろしまLMO」づくりに取り組むとともに、その他地域コミュニティの活性化に資する様々な施策に取り組む。</p>



広島市地域共生社会実現計画と 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンとの関係性

本市では、地域福祉をより一層推進していくため、平成30年に地域共生社会推進室を設置するとともに、令和元年に「地域共生社会実現計画」を策定し、また、地域コミュニティの活性化をより強力に推進していくため、平成29年に地域活性化調整部を設置するとともに、令和4年に「地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、双方が連動して施策を展開することで地域共生社会の実現を目指している。

双方の施策の展開により得られる以下の効果は、密接に関連するものであり、相互に好循環する関係となっている。

- 地域福祉の推進によって、地域生活の質が向上するとともに、住民同士の絆や支え合いの意識が高まり、地域コミュニティが活性化される。
- 地域コミュニティの活性化によって、地域活動の基盤が持続可能なものとなり、地域の多様な主体が連携して地域生活課題の解決に向けて取り組み、地域福祉が推進される。

令和3年4月施行の改正社会福祉法第6条第2項において、新たに、地域福祉の推進のための措置を進めるに当たっては、福祉分野以外の様々な分野の施策との連携に配慮するよう努めなければならない旨規定されており、本市がこれまで行ってきた取組は、こうした法改正に伴う国の考え方とも方向性を一にするものとなっている。

社会福祉法(抜粋)

第6条第2項 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

